参考資料

資料1 区民部会の検討結果

バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を利用者の視点で抽出し、大田 区移動等円滑化促進方針等に反映させるとともに、まち歩き点検実施計画の策 定に繋げることを目的として、区民部会を開催しました。

具体的には、高齢者、障がい者団体等を対象としたヒアリングとまち歩き点検 を実施し、移動および施設の利用に関する実態、バリアフリーに関する問題点や 課題を把握しました。

(1)区全体のバリアフリーに関するヒアリング

■実施日・参加者

実施日	参加団体等	
令和5年7月27日(木)	大田区視覚障害者福祉協会、大田区聴覚障害者協会	
令和5年7月28日(金)	NPO 法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会	
令和5年8月1日(火)	大田区手をつなぐ育成会	
令和5年8月2日(水)	大田区精神障害者家族連絡会	
令和5年10月中旬	子育て世代(子育て広場などの利用者)	
~11 月中旬	JACEN (JACA MACONIMIA)	

■ヒアリングの様子



大田区視覚障害者福祉協会



大田区聴覚障害者協会



NPO 法人大身連・ 大田区肢体障害者福祉協会



大田区手をつなぐ育成会



大田区精神障害者家族連絡会



子育て世代に向けたヒアリング資料 (書面にて実施)

(2)第1回区民部会

令和 5 (2023) 年 9 月 1 日 (金) に第 1 回区民部会を開催し、令和 5 (2023) 年 7 月から 8 月にかけて行った、区全体のバリアフリーに関するヒアリング結果を共有しました。

また、まち歩き点検をより計画的・効果的に実践するための「まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】」と、9月に実施予定の「令和5年度まち歩き点検」について検討しました。

(3)まち歩き点検

■実施日・参加者

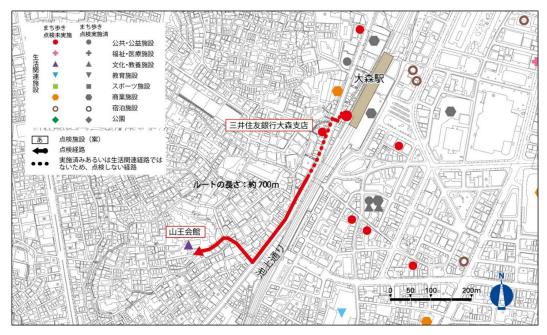
実施日		参加団体等
令和5年 9月20日(水) ※2名のみ9月26 日(火)に実施	大森駅周辺地区	大田区精神障害者家族連絡会 大田区聴覚障害者協会
		大田区シニアクラブ連合会 大田区視覚障害者福祉協会 学識経験者
	さぽーとぴあ周辺地区	大田区シニアクラブ連合会 NPO 法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会 大田区視覚障害者福祉協会 学識経験者
令和5年	蒲田駅	大田区精神障害者家族連絡会
9月27日(水)	周辺地区	大田区聴覚障害者協会 大田区シニアクラブ連合会 NPO 法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会 大田区手をつなぐ育成会 学識経験者

■まち歩き点検ルートとまち歩き点検の様子

次ページ以降に、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、蒲田駅周辺地区のまち歩き点検について、実施順に示します。

大森駅周辺地区

まち歩き点検ルート



まち歩き点検の様子



歩道の点検 (池上通り沿いの商店街)



道路の横断勾配の計測(山王会館へ向かう経路)



エレベーターホールの点検(山王会館)



点検結果のまとめ (山王会館にて)

さぽーとぴあ周辺地区

まち歩き点検ルート



まち歩き点検の様子



歩道の路面の点検(桜のプロムナード)



触知地図(さぽーとぴあ)



建物内の通路の点検(大森第三中学校)



点検結果のまとめ (大田文化の森にて)

蒲田駅周辺地区

まち歩き点検ルート



まち歩き点検の様子



視覚障がい者誘導用ブロックの点検(多摩堤通り)



券売機の点検 (蓮沼駅)



ATM(蒲田駅前郵便局)



点検結果のまとめ (区役所本庁舎)

(4)第2回区民部会

令和 5 (2023) 年 10 月 25 日 (水) に第 2 回区民部会を開催し、9 月に実施した大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、蒲田駅周辺地区のまち歩き点検結果を共有しました。

また、「まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】」の構成(案)について検討しました。

資料 2 大田区移動等円滑化推進協議会委員名簿

令和7年3月時点

委嘱期間: 令和4(2022)年8月1日~令和7(2025)年3月31日

	区分		所属	現職	氏名
1			東洋大学	名誉教授	髙橋 儀平
2	学識経験者		日本大学 理工学部	教授	江守 央
3			コ・ラボ	代表	西野 亜希子
4			N P O法人 大身連	理事長	宮澤 勇
5			大田区肢体障害者福祉協会		粟田 修平
6			大田区視覚障害者福祉協会	会長	山内 京子
7			大田区聴覚障害者協会	会長	竹内 千代江
8	区民等		大田区手をつなぐ育成会	あんしんネット部 部長	橋本 明子
9			大田区精神障害者家族連絡会	幹事	福田 章子
10			大田区シニアクラブ連合会	副会長	長野 真弓
11			大田区自治会連合会	理事	海老澤 信吉
12			大田区商店街連合会	副会長	岩下 充博
13			東日本旅客鉄道株式会社	首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	松本 剛
14		A11.344	東急電鉄株式会社	経営戦略部 総括課 課長	五島 雄一郎
15	旅客施設	鉄道	京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部 鉄道統括部事業統括課長	森田 憲和
16	及び車両等		東京モノレール株式会社	総務部課長	飯田 正
17			東京都 交通局	総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉
18		16.	東急バス株式会社	計画部 運輸営業グループ 課長	次郎丸 健司
19		バス	京浜急行バス株式会社	経営企画部 総務課長	芝崎 義德
20	<u>'</u>		国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	交通対策課 建設専門官	菊池 信久
21	\++=+		東京都建設局	第二建設事務所 管理課長	山下 邦洋
22	道路管理者			地域基盤整備第一課長	菅原 満
23			大田区都市基盤整備部	地域基盤整備第二課長	石井 信一
24				地域基盤整備第三課長	神保徳幸
25				公園課長	小泉 謙二郎
22	/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			地域基盤整備第一課長(再掲)	菅原 満
23	公園管理者			地域基盤整備第二課長(再掲)	石井 信一
24				地域基盤整備第三課長(再掲)	神保徳幸
26			警視庁 大森警察署	交通課長	小楠 英之
27	交通管理者		警視庁 田園調布警察署	交通課長	加藤 陽太
28	(公安委員会)	警視庁 蒲田警察署	交通課長	澁川 雅文
29			警視庁 池上警察署	交通課長	齋藤 記央
30	月月1577年1486月月		国土交通省 関東運輸局	交通政策部バリアフリー推進課長	平井 靖範
31	関係行政機関		東京都都市整備局	都市基盤部交通政策担当課長	武山 信幸
32				企画調整担当課長	須田 友樹
33	33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45		企画経営部	施設保全課長	浅野 潤
34				施設調整担当課長	小池 武道
35			地域力推進部	地域力推進課長	大渕 ひろみ
36			福祉部	副参事(地域共生推進担当)	武田 守史
37			まちづくり推進部	部長	西山 正人
38				都市計画課長	深川 正浩
				公共交通・臨海部担当課長	戸塚 俊二
40			外送・初士づくり望	拠点整備第一担当課長	須貝 智博
41			鉄道・都市づくり部	拠点整備第二担当課長	藏方 博史
42			初 士 甘 般 軟 <i>造</i> 迎	都市基盤管理課長	中村 誠
43			都市基盤整備部	都市基盤計画調整担当課長	厚川 令子
44			秋 小左50公至50日	教育施設担当課長	小野澤 行平
45			教育総務部	指導課長	細田 真司

資料3 見直しの経緯

年月日	会議等の名称	主な協議・検討内容
R5.6.30	令和 5 年度 第 1 回庁内検討委員会	・特定事業等の進捗状況について ・大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか"すい すい"方針中間見直しについて ・令和5年度スケジュール(案)について
R5.7.5	第 32 回協議会	・特定事業等の進捗状況について ・大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか"すい すい"方針中間見直しについて ・令和5年度スケジュール(案)について
R5.9.1	第 1 回区民部会	・区全体のバリアフリーに関するヒアリング結果の報告・まち歩き点検実施計画について・令和5年度まち歩き点検の実施について
R5.9.20 · 26	まち歩き点検	・大森駅周辺地区(1 ルート) ・さぽーとぴあ周辺地区(1 ルート)
R5.9.27	まち歩き点検	・蒲田駅周辺地区(2ルート)
R5.10.25	第2回区民部会	・令和5年度まち歩き点検の実施報告 ・まち歩き点検実施計画の構成(案)について
R5.11.2	令和 5 年度 第 2 回庁内検討委員会	・区全体のバリアフリーに関する課題の整理と基本方針(案)について ・移動等円滑化促進地区の候補地選定の考え方について ・まち歩き点検実施計画の構成(案)について ・令和5年度まち歩き点検の実施報告
R5.11.10	第 33 回協議会	・区全体のバリアフリーに関する課題の整理と基本方針(案)について ・移動等円滑化促進地区の候補地選定の考え方について ・まち歩き点検実施計画の構成(案)について ・令和5年度まち歩き点検の実施報告
R6.1.25	令和 5 年度 第 3 回庁内検討委員会	・移動等円滑化促進地区の指定と今後の流れについて て ・まち歩き点検実施計画(案)について
R6.2.1	第 34 回協議会	・移動等円滑化促進地区の指定と今後の流れについて て ・まち歩き点検実施計画の構成(案)
R6.2.8	事業者部会 (オンライン会議)	・事業者部会の趣旨と"すいすい"プランについて・特定事業の進捗確認について・事業者が抱える課題とその対応事例
R6.2.8~ R6.3.8	関係事業者との調整 (メール等)	・特定事業の進捗確認について

年月日	会議等の名称	主な協議・検討内容
R6.5.9	令和 6 年度 第 1 回庁内検討委員会	・特定事業等の進捗状況について ・大田区移動等円滑化促進方針の見直し(骨子案) について
R6.5.17	第 35 回協議会	・特定事業等の進捗状況について ・大田区移動等円滑化促進方針の見直し(骨子案) について
R6.7.31	令和6年度 第2回庁内検討委員会	・大田区移動等円滑化促進方針の見直し(素案)に ついて ・令和6年度まち歩き点検の実施について
R6.8.9	第 36 回協議会	・大田区移動等円滑化促進方針の見直し(素案)に ついて ・令和6年度まち歩き点検の実施について
R6.10.21~ R6.11.11	パブリックコメント	・意見者数 5 名、意見数 10 件
R7.1.21	令和 6 年度 第 3 回庁内検討委員会	・大田区移動等円滑化促進方針の見直し(案)について(パブリックコメントの結果報告、見直し(案)の承認) ・令和6年度まち歩き点検の実施報告
R7.1.31	第 37 回協議会	・大田区移動等円滑化促進方針の見直し(案)について(パブリックコメントの結果報告、見直し(案)の承認) ・令和6年度まち歩き点検の実施報告

資料 4 用語集

あ行

■移動等円滑化

高齢者、障がい者等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、 信号機、路外駐車場、都市公園及び建築物等に関する基準。

■移動等円滑化促進地区

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を促進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■移動等円滑化促進方針(マスタープラン)

区全体の移動等円滑化の方針を示すとともに、駅を中心とした地区や高齢者、 障がい者等が利用する施設が集まった地区を、移動等円滑化促進地区に指定し、 面的・一体的なバリアフリー化の取組の基本方針を示すもの。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針(平成31年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)。

■エスコートゾーン

視覚障害者用横断帯と言い、横断歩道の中央部に視覚障がい者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

■オストメイト

直腸・膀胱などの機能障がいにより、お腹に排泄のための「ストーマー(人工 肛門・人工膀胱)」を造設している人のこと。排泄物を溜めておく袋 (パウチ) を 装着している。

■音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。

か行

■グランドデザイン

総合的・長期的視点でまちの将来像を掲げ、これを実現させるまちづくりの方針に基づいた取り組みを示したもの。

■グレーチング

雨水の排水のため、道路などの側溝などに使われている金属製の格子状の蓋。

■交通結節機能(交通結節点)

交通機関の乗り換え・乗り継ぎが行われる機能や場所。

■合理的配慮

障がいのある人やその家族などから、何らかの配慮を求める意思表示があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。

■心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

■コミュニケーションツール

意志や情報を伝達するための道具 (例:筆談具など)。

さ行

■視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■重点整備地区

バリアフリー基本構想に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が 定めるもの。

■障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。

■スパイラルアップ

「継続的に改善すること」もしくは「そのしくみ」を指す。事業を「計画 (Plan)・実施 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action)」というサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、螺旋のようなイメージになる。これを「スパイラル」と称している。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)のこと。

■生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設、福祉・医療施設、文化・教養施設、教育施設、スポーツ施設、商業施設、宿泊施設、子育て支援施設、公園等の施設のこと。

■ソフト

ソフトとは、人の気持ち、社会における制度など、主に「施設」以外に関する ものを指す。

た行

■多機能トイレ

車いす使用者、高齢者、妊婦及び乳幼児を連れた人等、誰もが円滑に利用する ことを目的に整備したトイレ。近年は、これらの利用者が重なり、車いす使用者 が利用できない事態が生じており、機能を分散させる整備が推奨されている。

■段(だん)鼻(ばな)

階段の段の先端のこと。

■東京都福祉のまちづくり条例

高齢者や障がい者を含めたすべての人(高齢者、障がい者、子ども、外国人、 妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力及び生活状況等の異なるすべての人を いう。)が安全・安心に快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図ること を目的として定められた条例。

■特定事業

重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業。バリアフリー法第2条に定める、ハード整備に関する公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業等と、ソフト対策に関する教育啓発特定事業のことをいう。バリアフリー基本構想に定めた特定事業には、特定事業計画の作成とその計画に基づく事業の実施が義務付けられる。

■特定事業計画

バリアフリー基本構想に記載された特定事業(バリアフリー化に関する事業) に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業 計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画等がある。

■届出制度

公共交通事業者または道路管理者は、移動等円滑化促進地区内の旅客施設や道路(駅前広場等)の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに区市町村に届け出なければならない。これは、施設間の移動の連続性を担保することを目的としたものである。

な行

■ノンステップバス

低床型のバスの一種で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。

は行

■八一ド

ハードとは、建物、道路、駅及び設備等、主に「施設」に関するものを指す。

■パブリックコメント(区民意見公募手続)

区(行政)の計画、方針、条例等の策定に当たり、区の考え方を案の段階から広く公表し、区民等からの意見、提案、情報を求め、有益な意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続のこと。

■バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。もともと住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■バリアフリー基本構想

バリアフリー法第25条に基づき、区市町村が、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

■バリアフリー情報の集約と活用

移動等円滑化促進方針にバリアフリー情報について明記した場合、区市町村の 求めに応じて、旅客施設及び道路管理者はバリアフリー情報を提供しなければな らず、建築物、路外駐車場及び公園の各管理者はバリアフリー情報の提供に努め なければならない。これにより円滑な情報収集が可能となり集約・整理すること で活用の途が広がる。

■バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

■バリアフリールート

高齢者、障がい者等が円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や段差・ 高低差の解消が図られていることが必要となる。

■PDCA(ピーディーシーエー)サイクル

プロジェクトの実行に際し、計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み(考え方)

■筆談用具

聴覚に障がいのある人とコミュニケーションをとる際、紙などに文字を書いて やりとりをする「筆談」を行うための補助用具。ホワイトボードや磁気式の筆談 ボード、感圧式の液晶パネルを用いた電子パッド、筆談が可能なタブレット端末 等がある。

■フラッシュライト

火災等の非常時の情報を非常ベルの音の代わりに、主に聴覚障がい者や高齢者 に対し、光の点滅により伝達する装置のこと。

■プラットホーム

鉄道駅において旅客の列車への乗降、または貨物の積み下ろしを行うために線路に接して設けられた台。略してホームと呼ばれることが多い。

■ホームドア (柵)

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切る柵 (ドア)。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

ま行

■まち歩き点検

バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を抽出するため行う現地点検。

や行

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別及び国籍等にかかわらず多様な人びとが 利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。その対象は、 都市施設や製品にとどまらず、教育、文化及び情報提供等に至るまで多岐にわた っての展開が考えられる。

■Uni-Voice(ユニボイス)

印刷物の文字情報を格納した二次元コード。特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会(JAVIS)が開発した。スマートフォンや携帯電話、専用読み取り装置で情報を音声にすることができる。

ら行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

わ行

■ワークショップ

ワークショップ(Work Shop)とは、「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする研究集会のことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業及び体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考える場のことをいう。